

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	特定医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
栃木県は、特定医療費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	特定医療費(指定難病等)管理システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定、業務端末での記録媒体使用制限等の措置を講じることとしている。 特定医療費(指定難病等)管理システムの保守業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名
栃木県知事

公表日
令和6年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定医療費の給付に関する事務
②事務の概要	・難病法に基づき指定難病等にり患する者の医療費の公費負担を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、公費負担額の決定などに活用している。
③システムの名称	特定医療費(指定難病等)管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

特定医療費ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 131の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第71条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表158の項 第160条 ・情報提供の根拠 第2条の表42の項 第44条、表80の項 第82条、表125の項 第127条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	栃木県保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館5階 栃木県保健福祉部健康増進課(028-623-3086)
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館5階 栃木県保健福祉部健康増進課(028-623-3086)
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月9日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 ※番号法別表第二120の項に係る主務省令は未制定。 ・情報 ※番号法別表第二26の項、56の2の項、87の項に係る主務省令は未制定。	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第59条の3 ・情報 第19条第1号リ、第30条第6号、第44条第1号リ	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 荒川 高志	健康増進課長 村上 幸男	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月22日時点	平成29年5月9日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月22日時点	平成29年5月9日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・難病法に基づき指定難病等にり患する者の医療費の公費負担を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、公費負担額の決定などに活用している。 ※事務の内容について、主務省令は未制定。	・難病法に基づき指定難病等にり患する者の医療費の公費負担を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、公費負担額の決定などに活用している。	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 村上 幸男	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関	不明 ※特例条例による移譲事務あり。主務省令制定後に要確認。	—	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第59条の3 ・情報 第19条第1号リ、第30条第6号、第44条第1号リ	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第59条の3 ・情報 第19条第1～6号リ、第30条第6号、第44条第1～6号リ	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月9日時点	令和2年5月12日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月9日時点	令和2年5月12日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号別表第2 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報が含まれる項(120の項) ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報」が含まれる項(26、56の2、87の項)	○番号法第19条第8号別表第2 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報が含まれる項(120の項) ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報」が含まれる項(26、56の2、87の項)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月12日時点	令和4年3月31日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特定医療費(指定難病等)管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	特定医療費(指定難病等)管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報 第19条第1～6号リ、第30条第6号、第44条第1～6号リ	・情報 第19条、第30条、第44条	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 98の項 ・番号法別表第一で定める事務を定める命令 第71条	・番号法第9条第1項 別表 131の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第71条	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号別表第2 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項 のうち、難病の患者に対する医療等に関する法 律による特定医療費の支給に関する情報が含 まれる項(120の項)</p> <p>・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項 のうち、第4欄(特定人情報)に「難病の患者に に対する医療等に関する法律による特定医療費 の支給に関する情報」が含まれる項(26の項、 56の2の項、87の項)</p> <p>○番号法別表第二で定める事務及び情報を定 める命令 ・事務 第59条の3 ・情報 第19条、第30条、第44条</p>	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令 <p>・情報照会の根拠 第2条の表158の項 第160条</p> <p>・情報提供の根拠 第2条の表42の項 第44条、表80の項 第82 条、表125の項 第127条</p>	事後	評価書の見直しに係る修正